

錦島運動広場自動販売機設置募集要項

錦島運動広場は、ソフトボールの練習や大会などに利用されており、近年ではサッカー人口の増加によりサッカー場としても多く利用されています。また、グラウンド・ゴルフやウォーキングなど、地域の健康づくりの場としても利用されていますが、令和7年4月1日にリニューアルオープンします。

この度、敷地内への自動販売機設置者（以下、「設置者」という）を募集します。

1 施設概要

名 称 天草市錦島運動広場

所 在 地 天草市楠浦町 23 番地 1

施設概要

- ・グラウンド面積 $A=18,209\text{ m}^2$
- ・駐車場面積 $A=7,541\text{ m}^2$ （215 台、うち障がい者用 6 台）
- ・ソフトボール場 2 面、照明灯 9 基
- ・公衆用トイレ

2 設置場所

錦島運動広場公衆用トイレ正面 1 区画（自動販売機及び回収ボックス設置スペース）

※別添現状写真参照

3 販売品目及び販売機仕様

- ・缶（アルミ・スチール）及びペットボトル入り清涼飲料水等。

4 応募資格要件

市内に営業所もしくは、事務所を置いている法人及び個人が対象となる。ただし、次に該当する法人及び個人は、応募することができない。（決定後、要件を満たしていないことが判明したときは、決定を取り消す。）

- （1）破産者で復権を得ていない者
- （2）国税及び地方税を滞納している者
- （3）正当な理由なくして天草市との契約を過去3年間に遡り履行しなかった者
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する者又は、暴力団員が実質的に支配している会社等

5 設置事業者

- （1）設置事業者は1者とする。
但し、設置希望者がいない場合は再度募集する。
- （2）設置事業者の決定方法
契約内訳書の「販売手数料率」が最も高い者に決定する。
なお、販売手数料が同率の場合は、抽選で決定する。
※販売手数料率については、最低率を10%とする。

6 応募条件等

- （1）使用料等

①使用許可の期間

設置場所について、行政財産使用申請を行うこと。使用許可期間は、令和8年3月31日

までとする。ただし、次年度以降については設置の必要性や利用状況を勘案して支障がないと判断した場合は、１年ごとに使用許可を更新するものとする。

②設置使用料

設置・販売に伴う市へ支払う使用料等については、次のとおり。

i 行政財産使用申請に基づく年間使用料

ii 自動販売機設置による電気使用料

iii 販売手数料

の合計額とする。

i については年払い、ii、iii についての支払いについては、設置者決定後、協議の上、決定する。

③その他経費等

自動販売機の購入、設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費など）、移転費、管理等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

また、電気使用料は設置事業者の負担により使用量を計る子メーターを設置の上、子メーターの使用量に基づき計算を行い、市が発行する納入通知書により、指定期日までに納入するものとする。

（２）使用上の制限

自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

（３）維持管理責任

①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

②回収ボックスについては、販売する飲料の種類（缶・ペットボトル等）に応じて設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

③設置事業者は売り上げを毎月記録し、売上報告書（任意様式）を本市に提出すること。

④転倒防止の安全対策として、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

（４）使用許可の取り消し

設置許可の条件に違反する行為があると認める場合、また設置事業者が自己都合により自動販売機の撤去を申し出た場合、いずれかに該当する場合は、設置許可を取り消すものとする。

（５）その他

①設置事業者は、設置した自動販売機が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を本市に請求することができない。

②自動販売機等の設置に関し、第三者に与えた損害についての一切の責任は、設置事業者が行うこと。

③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。なお、設置に関して必要な関係機関への届出についても遅滞なく手続きを行うこと。

7 申込方法等

（１）応募方法

募集要項を確認した上で、応募書類を提出期限までに、指定の場所に提出すること。
なお、事前に現地確認を希望する事業者は、下記担当まで連絡すること。

(2) 応募書類

- ①申込書
- ②誓約書
- ③自動販売機設置契約内訳書

(3) 提出期間

令和7年4月1日(火)～令和7年4月30日(水)必着 ※土日祝を除く。

(4) 提出方法

応募書類を持参または郵送すること。

(5) 提出場所

〒863-8631 天草市東浜町8-1
天草市役所本庁舎1階 スポーツ振興課

(6) 設置の決定通知

応募書類に基づき、応募資格のある者のうち、販売手数料率の最も高い設置者を決定し、
落札事業者にのみ郵送にて通知する。

(7) 契約

落札者との契約は募集要項に基づき行う。

8 問い合わせ先

天草市役所 地域振興部 スポーツ振興課 施設管理係
TEL:0969-23-1111(代表)、0969-32-6783(直通)
メール: sports@city.amakusa.lg.jp